

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
91	<p style="text-align: center;">第 1 編 総 論</p> <p>第 3 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 略</p> <p>1 3 - 1 磐田市 1 磐田市 略</p> <p><u>(7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u> <u>(18) 略</u></p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 総 論</p> <p>第 3 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 略</p> <p>1 3 - 1 磐田市 1 磐田市 略</p> <p><u>(削除)</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u></p> <p>略</p>
92	<p>1 3 - 4 指定地方行政機関 略</p> <p>5 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所） 管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 (1) 災害予防</p> <p>略</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 3 - 4 指定地方行政機関 略</p> <p>5 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所） 管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 (1) 災害予防</p> <p>略</p> <p><u>(2) 初動対応</u> <u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地</u></p>

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
93	<p>略</p> <p>(2) 応急・復旧</p> <p>略</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 警戒宣言発令時</p> <p>略</p> <p>6 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</p> <p>略</p> <p>(追加)</p> <p>略</p> <p>7 海上保安庁第三管区海上保安部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）</p> <p>(1) 警戒宣言発令時における船舶に対する情報の連絡、港内における船舶交通の制限、禁止等</p> <p>(2) 警戒宣言発令時における海水浴客等に対する情報伝達</p> <p>略</p> <p>8 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>略</p> <p>(2) 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>略</p> <p>13 - 5 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>94 7 西日本電信電話株式会社（静岡支店） 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海（静岡支店）</p> <p>略</p>	<p><u>の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）を派遣する。</u></p> <p>(3) 応急・復旧</p> <p>略</p> <p>工 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>(4) 警戒宣言発令時</p> <p>略</p> <p>6 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</p> <p>略</p> <p><u>(11) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）を派遣する。</u></p> <p>略</p> <p>7 海上保安庁第三管区海上保安部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）</p> <p>(1) <u>船舶に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達</u>、港内における船舶交通の制限、禁止等</p> <p>(2) <u>海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達</u></p> <p>略</p> <p>8 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>略</p> <p>(2) <u>地震動警報（緊急地震速報）</u> 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>略</p> <p>13 - 5 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>7 西日本電信電話株式会社（静岡支店） 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海<u>支社</u>（静岡支店）</p> <p>略</p>

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
94	1 3 - 6 指定地方公共機関 略 2 中部ガス株式会社（ <u>磐田営業所</u> ） 略	1 3 - 6 指定地方公共機関 略 2 中部ガス株式会社（ <u>浜松供給センター</u> ） 略
95	1 3 - 7 その他の防災機関等 1 社団法人磐田市医師会、磐周医師会、 <u>磐田市</u> 歯科医師会、特定非営利活動法人磐田薬剤師会 略	1 3 - 7 その他の防災機関等 1 社団法人磐田市医師会、 <u>社団法人</u> 磐周医師会、 <u>社団法人</u> 磐周歯科医師会、特定非営利活動法人磐田薬剤師会 略
96	2 磐田商工会議所、商工業関係団体 略	2 磐田商工会議所、 <u>磐田市商工会</u> 、商工業関係団体 略
	<p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2編 平常時対策</b></p>	<p><u>1 3 - 8 自衛隊</u></p> <p><u>(1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか</u>  <u>ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動</u>  <u>イ 災害時における応急復旧活動</u></p> <p><u>(2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか</u>  <u>ア 災害時における人命保護のための救助</u>  <u>イ 災害時における応急復旧活動</u></p> <p><u>(3) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか</u>  <u>ア 災害時における人命保護のための救援活動</u>  <u>イ 災害時における応急復旧活動</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2編 平常時対策</b></p>
97	第1章 防災思想の普及 略 2 1 - 1 磐田市 略	第1章 防災思想の普及 略 2 1 - 1 磐田市 略
98	3 市民に対する防災思想の普及	3 市民に対する防災思想の普及

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
99	<p>略</p> <p>(6) 相談窓口等 市はそれぞれの各部署において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に対応するものとする。 なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。 ア 総括的な事項……………自治振興課防災監理室、各支所地域振興課 イ 建築等に関する事項……………建築住宅課、各支所建設課</p>	<p>略</p> <p>(6) 相談窓口等 市はそれぞれの各部署において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に対応するものとする。 なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。 ア 総括的な事項……………防災対策課、各支所地域振興課 イ 建築等に関する事項……………建築住宅課、各支所産業建設課（建設課）</p>
103	<p>略</p> <p>第3章 地震防災訓練の実施</p> <p>略</p> <p>23-1 磐田市</p>	<p>略</p> <p>第3章 地震防災訓練の実施</p> <p>略</p> <p>23-1 磐田市</p>
105	<p>略</p> <p>2 県の実施する訓練への参加 県が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。この場合の訓練は、前記1(1)の総合防災訓練に定めるもののほか、静岡県西部地域防災局との連携又は協議して定めた事項について実施する。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>2 県の実施する訓練への参加 県が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。この場合の訓練は、前記1(1)の総合防災訓練に定めるもののほか、静岡県西部危機管理局との連携又は協議して定めた事項について実施する。</p> <p>略</p>
<p><b>第3編 地震防災施設緊急整備計画</b></p>		
117	<p>第1章 地震防災施設整備方針</p> <p>略</p> <p>31-6 災害応急対策用施設等の整備</p> <p>1 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備 飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。</p>	<p>第1章 地震防災施設整備方針</p> <p>略</p> <p>31-6 災害応急対策用施設等の整備</p> <p>1 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備 飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。</p>

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	略	略
	第4編 地震防災応急対策	第4編 地震防災応急対策
123	<p>略</p> <p>なお、東海地震注意情報は、東海地震の前兆現象の可能性が高まった場合に発表される情報であるが、……。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>なお、東海地震注意情報は、<b>観測された現象が</b>東海地震の前兆現象の可能性が高まった場合に発表される情報であるが、……。</p> <p>略</p>
	第1章 防災関係機関の活動	第1章 防災関係機関の活動
124	<p>略</p> <p>4 1 - 3 東海地震警戒宣言発令時の市の活動</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>4 1 - 3 東海地震警戒宣言発令時の市の活動</p> <p>略</p>
125	<p>略</p> <p>3 組織及び職務</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>3 組織及び職務</p> <p>略</p>
	<p>(2) 副本部長</p> <p>ア 副本部長は、副市長、<b>収入役</b>、教育長を充てる。</p> <p>イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、<b>収入役及び</b>教育長の順序により、その職務を代理する。</p>	<p>(2) 副本部長</p> <p>ア 副本部長は、副市長及び教育長を充てる。</p> <p>イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順序により、その職務を代理する。</p>
	<p>(3) 本部員</p> <p>ア 本部員は、部長、消防長、議会事務局長、教育委員会事務局長、理事及び消防団長の職にある者をもって充てる。</p>	<p>(3) 本部員</p> <p>ア 本部員は、部長、消防長、議会事務局長、教育委員会事務局長、<b>会計管理者</b>、理事及び消防団長の職にある者をもって充てる。</p>
127	<p>略</p> <p>4 1 - 6 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>4 1 - 6 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>略</p>
128	<p>(6) 海上保安庁第三管区海上保安部(清水海上保安部、御前崎海上保安署)</p> <p>ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報の伝達</p> <p>略</p>	<p>(6) 海上保安庁第三管区海上保安部(清水海上保安部、御前崎海上保安署)</p> <p>ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報<b>及び警戒宣言発令</b>の伝達</p> <p>略</p>
	2 指定公共機関	2 指定公共機関

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
129	略 (4) 西日本電信電話株式会社（静岡支店） 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海（静岡支店）	略 (4) 西日本電信電話株式会社（静岡支店） 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社（静岡支店）
130	略 3 指定地方公共機関 (2) 中部ガス株式会社（ <u>磐田営業所</u> ）	略 3 指定地方公共機関 (2) 中部ガス株式会社（ <u>浜松供給センター</u> ）
130	第2章 情報活動 略 4 2 - 1 磐田市 1 東海地震注意報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知 (1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報等の受理は、警戒本部設置前の勤務時間内においては <u>自治振興課（防災監理室）</u> 、勤務時間外及び休日等においては、消防本部情報指令課及び宿直員又は日直員が行う。	第2章 情報活動 略 4 2 - 1 磐田市 1 東海地震注意報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知 (1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報等の受理は、警戒本部設置前の勤務時間内においては <u>防災対策課</u> 、勤務時間外及び休日等においては、消防本部情報指令課及び宿直員又は日直員が行う。
136	略 第6章 自衛隊の支援 略 1 県警戒本部長に対する要請の要求	略 第6章 自衛隊の支援 略 1 県警戒本部長に対する要請の要求
137	略 (2) 派遣を要請する事項 ア <u>災害の状況及び</u> 派遣を要請する事由	略 (2) 派遣を要請する事項 ア 派遣を要請する事由
137	略 第7章 避難活動 略 4 7 - 1 避難対策	略 第7章 避難活動 略 4 7 - 1 避難対策

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
138	<p>略</p> <p>2 避難のための勧告及び指示</p> <p>略</p> <p>(2) 勧告・指示の伝達方法</p> <p>本部長（市長）は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民に対し、同報無線、広報車等により避難の勧告・指示を行う。また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>2 避難のための勧告及び指示</p> <p>略</p> <p>(2) 勧告・指示の伝達方法</p> <p>本部長（市長）は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民に対し、同報無線、<u>防災版いわたホットライン</u>、広報車等により避難の勧告・指示を行う。また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。</p> <p>略</p>
141	<p>第9章 交通の確保活動</p> <p>略</p>	<p>第9章 交通の確保活動</p> <p>略</p>
	<p>49 - 1 陸上交通の確保対策</p> <p>略</p>	<p>49 - 1 陸上交通の確保対策</p> <p>略</p>
142	<p>4 緊急輸送車両の確認</p> <p>緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に<u>警察本部又は各警察署に対し、必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、県公安委員会の定めるところによる。</u></p> <p>(1) 申請の方法</p> <p><u>緊急輸送車両の申請を事前に届出し、確認手続き等を受けることができるものとする。</u></p> <p><u>緊急輸送車両の確認を受けようとするものは、磐田警察署に申請するものとする。</u></p> <p>(2) 確認の方法</p> <p><u>前記(1)の申請に基づき、県公安委員会は、確認基準に従って緊急輸送車両であることを確認するものとし、この場合県公安委員会は、所定の確認証明</u></p>	<p>4 緊急輸送車両の確認</p> <p>緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。<u>また、確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をしておく。（「一般対策編第3章第18節交通応急対策計画」による。）</u></p> <p>略</p>

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	<p><u>書を車両 1 台につき 1 通を交付する。確認証明書の様式は、資料409-2 &lt;緊急輸送車両確認証明書&gt; のとおりである。</u></p> <p><u>(3) 確認証明書の有効期間</u>  <u>県公安委員会が緊急輸送車両として指定した期間のうち、その車両が車両として使用される期間を有効期間とする。</u></p> <p><u>(4) 標章の交付</u>  <u>緊急輸送の必要が生じた場合には、最寄りの警察署又は警察検問所に確認証明書を提示して、標章を受領する。標章の様式は、資料409-3 &lt;緊急輸送車両の標章&gt; のとおりである。</u></p> <p><u>(5) 標章の掲示等</u>  <u>標章は、当該車両前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は、当該車両に備え付ける。</u></p> <p><u>(6) 標章及び確認証明書の返納</u>  <u>緊急輸送が終了した場合は、標章及び確認証明書を、磐田警察署に返納する。</u></p> <p><u>(7) 事前届出後、車両を変更した場合は、旧車両の確認証明書を返納し、新車両について事前届出を実施する。</u></p> <p>略</p>	
148	<p>第 1 2 章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>略</p>	<p>第 1 2 章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>略</p>
	<p>4 1 2 - 1 東海地震注意情報発表時の措置</p> <p>略</p>	<p>4 1 2 - 1 東海地震注意情報発表時の措置</p> <p>略</p>
149	<p>3 ガス（中部ガス株式会社（<u>磐田営業所</u>））</p> <p>略</p>	<p>3 ガス（中部ガス株式会社（<u>浜松供給センター</u>））</p> <p>略</p>
	<p>4 通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店） 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海（静岡支店））</p> <p>略</p>	<p>4 通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店） 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海<u>支社</u>（静岡支店））</p> <p>略</p>
150	<p>4 1 2 - 2 警戒宣言発令時の措置</p>	<p>4 1 2 - 2 警戒宣言発令時の措置</p>

## 磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
150	略 3 ガス（中部ガス株式会社（ <b>磐田営業所</b> ）） 略 4 通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店） 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海（静岡支店）） 略	略 3 ガス（中部ガス株式会社（ <b>浜松供給センター</b> ）） 略 4 通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店） 株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ東海 <b>支社</b> （静岡支店）） 略
153	第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 略 413-2 東海地震注意情報発表時の応急対策 略	第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 略 413-2 東海地震注意情報発表時の応急対策 略
154	2 各施設等の計画において定める個別事項 略	2 各施設等の計画において定める個別事項 略
155	(8) ガス事業（中部ガス株式会社（ <b>磐田営業所</b> ）） 略	(8) ガス事業（中部ガス株式会社（ <b>浜松供給センター</b> ）） 略
156	413-3 警戒宣言発令時の応急対策 略 2 各施設等の計画において定める個別事項 略	413-3 警戒宣言発令時の応急対策 略 2 各施設等の計画において定める個別事項 略
157	(8) ガス事業（中部ガス株式会社（ <b>磐田営業所</b> ）） 略	(8) ガス事業（中部ガス株式会社（ <b>浜松供給センター</b> ）） 略
	<b>第5編 災害応急対策</b>	<b>第5編 災害応急対策</b>
160	第1章 防災関係機関の活動 略	第1章 防災関係機関の活動 略
161	51-3 静岡県及び防災関係機関 略	51-3 静岡県及び防災関係機関 略
162	2 静岡県警察（磐田警察署）	2 静岡県警察（磐田警察署）

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
163	<p>略</p> <p>(7) 交通路、避難路、緊急交通路の確保</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>略</p> <p>(7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>ア 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震予知情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>略</p> <p>4 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(4) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海（静岡支店）</p> <p>略</p> <p>(5) 日本赤十字社（静岡県支部）</p> <p>略</p> <p>ウ 義援金品の募集、配分</p>	<p>略</p> <p>(7) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>略</p> <p>(7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>ア 地震動警報（緊急地震速報）津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>略</p> <p>4 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(4) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社（静岡支店）</p> <p>略</p> <p>(5) 日本赤十字社（静岡県支部）</p> <p>略</p> <p>ウ 義援金の募集、配分</p>
164	<p>略</p> <p>(7) 中日本高速道路株式会社東京支社（袋井管理事務所、浜松工事事務所）</p> <p>略</p> <p>イ 緊急交通路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>略</p> <p>5 指定地方公共機関</p> <p>略</p> <p>(2) 中部ガス株式会社（磐田営業所）</p> <p>略</p> <p>(4) 静岡県道路公社（西部管理センター）</p> <p>略</p> <p>イ 緊急交通路確保のための応急復旧</p>	<p>略</p> <p>(7) 中日本高速道路株式会社東京支社（袋井管理事務所、浜松工事事務所）</p> <p>略</p> <p>イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>略</p> <p>5 指定地方公共機関</p> <p>略</p> <p>(2) 中部ガス株式会社（浜松供給センター）</p> <p>略</p> <p>(4) 静岡県道路公社（西部管理センター）</p> <p>略</p> <p>イ 緊急輸送路確保のための応急復旧</p>

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
165	<p>略</p> <p>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(1) 社団法人磐田市医師会、磐周医師会、磐周歯科医師会、特定非営利活動法人磐田薬剤師会</p> <p>略</p> <p>(2) 磐田商工会議所、商工会</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(1) 社団法人磐田市医師会、<u>社団法人</u>磐周医師会、<u>社団法人</u>磐周歯科医師会、特定非営利活動法人磐田薬剤師会</p> <p>略</p> <p>(2) 磐田商工会議所、<u>磐田市</u>商工会</p> <p>略</p>
166	<p>第2章 情報活動</p> <p>略</p> <p>5 2 - 2 情報の内容等</p> <p>1 磐田市</p> <p>(1) 地震情報等の受理、伝達、周知</p> <p>ア 県災害対策本部から通知される地震情報、気象情報、警報等（以下この編において「地震情報等」という。）の受理は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては、警戒本部若しくは<u>防災監理室</u>）において受理する。</p> <p>イ 地震情報等は、同報無線、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。</p> <p>略</p> <p>5 2 - 4 情報伝達の手段</p> <p>情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。</p> <p>1 同報無線、消防無線、アマチュア無線等による非常通信</p> <p>2 報道機関への協力要請による伝達</p> <p>3 広報車等の活用</p> <p>4 自主防災会を通じた連絡</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2章 情報活動</p> <p>略</p> <p>5 2 - 2 情報の内容等</p> <p>1 磐田市</p> <p>(1) 地震情報等の受理、伝達、周知</p> <p>ア 県災害対策本部から通知される地震情報、気象情報、警報等（以下この編において「地震情報等」という。）の受理は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては、警戒本部若しくは<u>防災対策課</u>）において受理する。</p> <p>イ 地震情報等は、同報無線、<u>防災版いわたホットライン</u>、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。</p> <p>略</p> <p>5 2 - 4 情報伝達の手段</p> <p>情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。</p> <p>1 同報無線、消防無線、アマチュア無線等による非常通信</p> <p>2 報道機関への協力要請による伝達</p> <p>3 広報車等の活用</p> <p>4 自主防災会を通じた連絡</p> <p><u>5 防災版いわたホットラインによるメール配信</u></p>
167	<p>5 2 - 5 県災害対策本部に対する報告及び要請</p> <p>略</p> <p>〔消防庁応急対策室〕</p>	<p>5 2 - 5 県災害対策本部に対する報告及び要請</p> <p>略</p> <p>〔消防庁応急対策室〕</p>

## 磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平 日 (9:30~18:<del>30</del>)</td> <td style="width: 15%;">電 話</td> <td style="width: 15%;">03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td></td> <td>F A X</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>電 話</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </table>	平 日 (9:30~18: <del>30</del> )	電 話	03-5253-7527		F A X	03-5253-7537	上記以外	電 話	03-5253-7777	F A X	03-5253-7553	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平 日 (9:30~18:<del>15</del>)</td> <td style="width: 15%;">電 話</td> <td style="width: 15%;">03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td></td> <td>F A X</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>電 話</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </table>	平 日 (9:30~18: <del>15</del> )	電 話	03-5253-7527		F A X	03-5253-7537	上記以外	電 話	03-5253-7777	F A X	03-5253-7553
平 日 (9:30~18: <del>30</del> )	電 話	03-5253-7527																						
	F A X	03-5253-7537																						
上記以外	電 話	03-5253-7777																						
	F A X	03-5253-7553																						
平 日 (9:30~18: <del>15</del> )	電 話	03-5253-7527																						
	F A X	03-5253-7537																						
上記以外	電 話	03-5253-7777																						
	F A X	03-5253-7553																						
	略	略																						
167	第3章 広報活動	第3章 広報活動																						
	略	略																						
168	53-1 磐田市	53-1 磐田市																						
	略	略																						
	2 広報実施方法	2 広報実施方法																						
	(1) 同報無線、広報車	(1) 同報無線、 <u>防災版いわたホッとライン</u> 、広報車																						
	略	略																						
	53-3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	53-3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法																						
	略	略																						
	(3) 同報無線、広報車（消防車両を含む。）インターネット 主として市域内の情報、指示、指導等	(3) 同報無線、広報車（消防車両を含む。）インターネット、 <u>防災版いわたホ ッとライン</u> 主として市域内の情報、指示、指導等																						
	略	略																						
181	第8章 社会秩序を維持する活動	第8章 社会秩序を維持する活動																						
	略	略																						
	58-1 磐田市	58-1 磐田市																						
	略	略																						
	2 生活物資の価格、需要動向、買占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）	2 生活物資の価格、需要動向、買占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）																						
	(1) 生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。	(1) 生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。																						
	(2) 特定物資の報告徴収、立入検査等	(2) 特定物資の報告徴収、立入検査等																						

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	<p>ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。</p> <p>イ <u>県に対し</u>、特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する<u>よう求めるものとする</u>。</p>	<p>ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。</p> <p>イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する。</p>
182	<p>略</p> <p>第9章 交通の確保対策</p> <p>略</p> <p>59 - 1 陸上交通の確保</p>	<p>略</p> <p>第9章 交通の確保対策</p> <p>略</p> <p>59 - 1 陸上交通の確保</p>
183	<p>略</p> <p>5 交通規制の実施</p> <p>略</p> <p>(2) 緊急<u>交通</u>路等の確保</p> <p>市長は、道路被害状況の調査結果に基づいて緊急<u>交通</u>路を中心に警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。この場合、警察は市内主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。</p>	<p>略</p> <p>5 交通規制の実施</p> <p>略</p> <p>(2) 緊急<u>輸送</u>路等の確保</p> <p>市長は、道路被害状況の調査結果に基づいて緊急<u>輸送</u>路を中心に警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。この場合、警察は市内主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。</p>
185	<p>略</p> <p>第10章 地域への救援活動</p>	<p>略</p> <p>第10章 地域への救援活動</p>
191	<p>略</p> <p>510 - 10 応急住宅の確保</p> <p>略</p> <p>2 磐田市</p>	<p>略</p> <p>510 - 10 応急住宅の確保</p> <p>略</p> <p>2 磐田市</p>
192	<p>略</p> <p>(7) 住宅の応急修理</p> <p>建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について</p>	<p>略</p> <p>(7) 住宅の応急修理</p> <p>建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者<u>又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u>に対し、居室、炊</p>

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	<p>応急修理を行う。 また、対象者の認定は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に行う。</p> <p>略</p>	<p>事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。 また、対象者の認定は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に行う。</p> <p>略</p>
198	<p>第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>略</p> <p><u>514-1 水道（市）</u></p> <p><u>1 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>2 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。</u></p> <p><u>3 配管の仮設等による応急給水に努める。</u></p> <p><u>4 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。</u></p>	<p>第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>略</p> <p><u>（削除）</u></p>
199	<p>514-2 電力（中部電力株式会社）</p> <p>略</p> <p>514-3 ガス（中部ガス株式会社（<u>磐田営業所</u>）、静岡県エルピーガス協会（西部支部磐田地区会））</p> <p>略</p> <p>514-4 通信</p> <p>略</p> <p>2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海（静岡支店）</p> <p>略</p> <p>514-5 放送（日本放送協会、民間放送会社）</p> <p>略</p>	<p>514-1 電力（中部電力株式会社）</p> <p>略</p> <p>514-2 ガス（中部ガス株式会社（<u>浜松供給センター</u>）、静岡県エルピーガス協会（西部支部磐田地区会））</p> <p>略</p> <p>514-3 通信</p> <p>略</p> <p>2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海<u>支社</u>（静岡支店）</p> <p>略</p> <p>514-4 放送（日本放送協会、民間放送会社）</p> <p>略</p>
200	<p>514-6 市中金融</p> <p>略</p> <p>514-7 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社）</p> <p>略</p>	<p>514-5 市中金融</p> <p>略</p> <p>514-6 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社）</p> <p>略</p>

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	5 1 4 - <u>8</u> 道路 略	5 1 4 - <u>7</u> 道路 略
	5 1 4 - <u>9</u> バス（遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社） 略	5 1 4 - <u>8</u> バス（遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社） 略
	<b>第6編 復旧・復興対策</b>	<b>第6編 復旧・復興対策</b>
203	第1章 防災関係機関の活動 略	第1章 防災関係機関の活動 略
204	6 1 - 3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 略	6 1 - 3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 略
205	(7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） 津波警報及び津波注意報の通知、津波警報、地震情報（東海地震予知情報を含む。）等の発表又は伝達並びに解説 略	(7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） <b>地震動警報（緊急地震速報）</b> 津波警報及び津波注意報の通知、津波警報、地震情報（東海地震 <b>に関連する</b> 予知情報を含む。）等の発表又は伝達並びに解説 略
	2 指定公共機関 略	2 指定公共機関 略
	(4) 西日本電信電話株式会社（静岡支店） 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海（静岡支店） 略	(4) 西日本電信電話株式会社（静岡支店） 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 <b>支社</b> （静岡支店） 略
211	3 指定地方公共機関 (1) 中部ガス株式会社（ <b>磐田営業所</b> ） 略	3 指定地方公共機関 (1) 中部ガス株式会社（ <b>浜松供給センター</b> ） 略
208	第4章 復興財源の確保 計画作成の主旨 復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に <b>財源</b> 需要	第4章 復興財源の確保 計画作成の主旨 復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に <b>財政</b> 需要

磐田市地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	見込額を把握し、復興財源の確保を図る。 略	見込額を把握し、復興財源の確保を図る。 略
209	第6章 復旧事業の推進 6 6 - 1 復旧計画の策定 略 2 磐田市 略	第6章 復旧事業の推進 6 6 - 1 復旧計画の策定 略 2 磐田市 略
210	(2) 復旧計画の策定 各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の <u>復興</u> 計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計 画を作成する。 略	(2) 復旧計画の策定 各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の <u>復旧</u> 計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計 画を作成する。 略
215	第9章 地域経済復興支援 略 6 9 - 2 中小企業を対象とした支援 略	第9章 地域経済復興支援 略 6 9 - 2 中小企業を対象とした支援 略
216	2 磐田市 略 <u>(5) 支援制度・施策の周知</u> <u>中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。</u> 6 9 - 3 農林漁業者を対象とした支援 略 2 磐田市 略 <u>(4) 支援制度・施策の周知</u> <u>農林漁業者を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。</u>	2 磐田市 略 <u>(削除)</u> 6 9 - 3 農林漁業者を対象とした支援 略 2 磐田市 略 <u>(削除)</u>